

(平成25年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から54年3月まで

私は、20歳になった昭和49年*月頃に国民年金の加入のお知らせが届き、両親が話し合っ、まだ大学生であった私の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれることになったことを鮮明に覚えている。申立期間の保険料は、自宅に集金に来ていた銀行員や郵便局員に父が自身と母の分と一緒に納付していたと記憶している。

大学在学中の保険料だけが未納というのならまだ理解できるが、両親が、私が25歳になるまでの5年間も保険料を未納にしていたとは思えない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和49年*月頃に両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自宅に集金に来ていた銀行員や郵便局員に父が自身と母の分と一緒に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、55年1月14日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年2月頃に行われ、その際、申立人が20歳になった49年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和55年2月時点において、申立期間のうち49年6月から52年12月までの保険料は特例納付が

可能であり、申立期間のうち 53 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であったが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 5 月まで

私は、申立期間において、A社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る所在地及び元同僚の氏名等に関する具体的な供述並びに元同社B支店長の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚の証言により、申立期間にA社B支店に勤務していたと思われる者が6人確認でき、このうち所在の判明した4人に照会したところ、申立人の勤務期間について具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、A社B支店において、営業を担当していたと述べているところ、同社の申立期間当時の事業主及びB支店長は、「B支店では、希望者のみ厚生年金保険に加入させており、営業職のほとんどは厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

さらに、A社における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る職歴審査照会回答票及び被保険者縦覧照会回答票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月21日から同年9月1日まで
私は、昭和29年4月28日から32年8月31日までA社に勤務し、同年8月21日から同年8月31日まで有給休暇を使用して同社を退職したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社における昭和32年8月分の給与明細書からは厚生年金保険料の控除が確認でき、同社が誤って同年8月20日付けの退職として社会保険事務所（当時）に届出を行ったものと思われるので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和32年8月31日まで勤務し、同年8月21日以降は有給休暇を使用した。」と主張しているところ、申立人から提出された同社における同年8月分の給与明細書には前月分と同額の当時の保険料率に基づく厚生年金保険料の金額が記載されていること、及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなった際の事業主が「保険料の控除は以前から当月控除であった。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を給与から控除されていることが推認できる。

しかし、申立人から提出された昭和32年7月分及び同年8月分の給与明細書には、始期を21日、終期を20日とする出欠欄及び摘要欄があることが確認できることから、同社における給与計算の締め日は毎月20日と推認できるところ、同年8月分及び同年7月分の給与明細書の支払金額は同額であり、有給休暇を使用したとする同年8月21日以降の給与は含まれていないと考えられる上、申立人は、「同年8月分の給与支給以降、同社から給与の支給を受けた記憶は無い。」と述べており、当該給与明細書からは、申立人の同年8月21日以降の同社における勤務を確認できない。

また、申立人が記憶している元同僚は、死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態について照会することができないことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者であった複数の元同僚に照会したが、申立人を覚えている者はいたものの、勤務期間までは覚えておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、上述の同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった際の事業主に照会したところ、「会社整理を行った際、資料等は処分したため無い。申立人の在籍についても、当時の事務担当者が既に死亡しており、確認できない。」と回答しており、同社における申立人の申立期間に係る有給休暇の使用状況、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人の供述及びB社から提出された経歴表によると、申立人は、昭和32年8月20日に同社C支社に臨時入社し、同年9月1日に総務課に本採用されたことが確認でき、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年9月1日であるものの、A社の被保険者喪失日とB社C支社への臨時入社日とは符合する。

一方、厚生年金保険法第19条では、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入することとされており、また、同法第14条により、資格喪失の時期は、事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

以上の状況を踏まえると、申立人のA社における勤務実態が確認できるのは昭和32年8月20日までであり、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年8月21日であることに不自然さは無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。